

政令第三百八十六号

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。



理由

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。